十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（前利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償　還　期　限　（別表のとおり）

十六　償　還　金　額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十二月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年十二月二十六日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	○・六％	平成三十五年三月二十日	九十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	三百八十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・八％	平成三十五年九月二十日	五百八十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）	○・六％	平成三十六年三月二十日	三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十一回）	一・○％	平成三十五年三月二十日	四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十二回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	三百三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十三回）	一・八％	平成三十五年六月二十日	七百四十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	二千七百億円
利付国庫債券（二十年）（第七十二回）	二・一％	平成三十六年九月二十日	八億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・○％	平成三十六年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	五百五十一億円

○財務省告示第十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で三億二千五百五万円

六　払込金額　三億二千七百五十五万二千八百八十五円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十九年十二月十一日

十　発行価格　額面金額百円につき百円七十七銭

十一　利率　年○・一パーセント

十二　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{82}{365}$$

十三　初期利子　平成三十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十九年九月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十九年十二月十一日

○財務省告示第十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十九年十二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第九十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。